

平成二十七年二月二十四日受領  
答 弁 第 七 四 号

内閣衆質一八九第七四号

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出防衛大学のいじめ問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出防衛大学校のいじめ問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「防衛大学校でいじめがあった事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「男子学生」が、平成二十六年五月に、防衛大学校の別の学生らから私的制裁を受けていたことが確認されている。

二及び三について

お尋ねの「防衛大学校でいじめがあったこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる防衛大学校において、不法又は不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為が行われることはあってはならないと考えている。

四について

お尋ねの「指示」については、小野寺防衛大臣（当時）から防衛大学校長に対して、防衛大学校において不法又は不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為が行われないうよう、再発防止策の検討について指示したところである。

## 五について

お尋ねの「防衛大学校から防衛省に対し、新たにいじめの報告等を受けている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年八月以降、防衛大学校から、不法又は不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為が行われたことが確認されたとの報告は受けていない。

## 六について

お尋ねの「今後防衛大学校でいじめが起こらないために」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、平成二十六年九月十七日に防衛副大臣を委員長とする「防衛省におけるいじめ等の防止に関する検討委員会」を設置し、いじめ等の防止に関する有効な施策を検討しており、同委員会において実施することとされた施策を積極的に推進していくことが重要であると考えている。